

令和 7 年度 八戸市特定教育・保育施設実地指導実施計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 14 条第 1 項の規定及び八戸市特定教育・保育施設等指導要綱（平成 28 年 2 月 5 日実施。以下「指導要綱」という。）に基づき、特定教育・保育施設等に対し、教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求に関する事項について指導を行い、教育・保育等の質の確保、施設型給付費支給の適正化を図る。

2 実地指導の実施

(1) 実地指導

実地指導は、指導要綱において、全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施すると規定しているが、児童福祉法施行令第 38 条で、保育所は、原則として 1 年に 1 回以上実施するとされていることとの均衡に留意し、全ての施設を対象に実施するものとする。

なお、実施に当たっては、各施設の負担軽減及び実地指導業務の効率化を図るため、原則として、児童福祉法及び認定こども園法に基づく施設指導監査と同時に行うものとする。

(2) 業務管理体制検査

業務管理体制の検査は、八戸市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に関する業務管理体制検査実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日実施）において、特定教育・保育施設を対象に、定期的かつ計画的に実施すると規定していることから、全ての施設を対象に実施する。

なお、実施に当たっては、各施設の負担軽減及び検査業務の効率化を図るため、実地指導と同時に行うものとする。

3 重点指導事項

(1) 利用者支援の状況

利用申込み時及び支給認定変更時に係る援助状況、重要事項説明書の説明及び同意取得状況、保護者に対する相談、助言、その他の援助状況を確認する。

(2) 教育・保育計画、教育・保育の内容

教育課程、指導計画及び個別指導計画の作成状況、当該計画等に基づく教育・保育の実施状況及び教育・保育の記録状況を確認する。

(3) 虐待等の禁止

職員が、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか確認する。

(4) 利用定員の遵守

利用定員を常態的に超えた入所の有無、利用定員を超えた私的契約児の入所が行われていないか確認する。

(5) 運営規程、重要事項説明書

施設運営についての重要事項に関する規程の策定状況を確認するとともに、その内容

に不備がないかを確認する。

また、重要事項が施設の見やすい場所に掲示されているか確認する。

(6) 職員配置の状況

施設型給付費上の職員配置基準の遵守状況、職員の資質向上のための研修の機会の確保状況を確認する。

(7) 事故防止対策

- ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか確認する。
- ② 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか確認する。
- ③ 発生した事故等について、速やかに届出を行い、再発防止の取組を行っているか確認する。

(8) 利用者負担の受領

- ① 上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、使途、金額、理由等を書面で説明をし、同意を得ているか確認する。
- ② 受領に際して、領収書を交付しているか確認する。

(9) 施設型給付費の請求

- ① 給付費の算定に係る書類が保管され、適正に請求されているか確認する。
- ② 法定代理受領により、支給を受けた施設型給付費の額等について、保護者に通知しているか確認する。
- ③ 処遇改善等加算分の給付費について、実績報告書どおりに職員へ支給しているか確認する。

(10) 業務管理体制の整備

法令を遵守するための責任者を選任しているか確認する。

4 監査への変更

指導要綱第6条に基づき、実地指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、直ちに、監査を実施することとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合